

和歌山市農地利用最適化推進委員選任に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）に基づき、和歌山市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の候補者の募集及び推薦並びに選任の手続等について必要な事項を定めるものとする。

(推進委員の委嘱)

第2条 和歌山市農業委員会（以下、「農業委員会」という。）は、法第19条の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、推進委員を委嘱するものとする。

(募集及び推薦)

第3条 農業委員会は、法第17条の規定に基づき、候補者の推薦を求めるとともに推進委員になろうとする者の募集を行う。

(担当区域等)

第4条 法第17条第2項の規定により推進委員が担当する区域及び法第19条に規定する推薦を求め、募集する人数は、別表のとおりとする。

(応募及び推薦の資格)

第5条 推進委員の候補者として、募集に応募する者及び推薦を受ける者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者とする。ただし、推進委員委嘱予定日において、次の各号に該当する者を除く。

(1) 破産手続開始の決定を受けて複権を得ない者

(2) 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(募集及び推薦の周知)

第6条 推進委員の候補者の募集にあたっては、次の手続等を通じて、市内の農業者等（法第9条に規定する農業者等をいう。以下同じ。）への周知に努めるものとする。

(1) 和歌山市広報及び和歌山市農業委員会広報への掲載

(2) 和歌山市ホームページ、チラシ等

(応募手続等)

第7条 推進委員の候補者の応募にあたり、募集に応募する者は、和歌山市農地利用最適化推進委員候補者応募申込書（様式第1号）に必要な事項を記入し押印のうえ、持参により農業委員会事務局に提出するものとする。

(推薦手続等)

第8条 推進委員の候補者の推薦にあたっては、次の手続きを経るものとする。

(1) 農業者等からの推薦にあたっては、当該農業者等の代表者が和歌山市農地利用最適化推進委員候補者推薦申込書（個人用）（様式第2号）をもって推薦するものとする。

(2) 団体等からの推薦にあたっては、当該団体等の代表者が和歌山市農地利用最適化推進委員候補者推薦申込書（団体用）（様式第3号）をもって推薦するものとする。

2 前項の規定により推薦をする者の代表者は、当該推薦申込書に必要な事項を記入し押印のうえ、持参により農業委員会事務局に提出するものとする。

(募集に応じた者又は推薦の公表等)

第9条 募集及び推薦の期間は概ね1箇月間とし、和歌山市ホームページに募集及び推薦期間の中間並びに期間終了後遅滞なく公表するものとする。

2 前項に規定する公表は、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第11条第1項各号に掲げる事項（同項第2号及び第4号に規定する住所を除く。）及び応募した者の数並びに推薦を受けた者の数を記載するものとする。

(候補者の選考及び選定)

第10条 第7条及び第8条の規定に基づき、募集に応じた者又は推薦について、農業委員会は、和歌山市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱に基づき和歌山市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会（以下、「推進委員選考委員会」という。）に候補者の選考を求めるものとする。

2 推進委員選考委員会は、その合議によって候補者を選定したうえで、農業委員会に報告するものとする。

(推進委員の選任)

第11条 農業委員会は、推進委員選考委員会の報告を受け、候補者を決定の上、推進委員を選任し、辞令を交付するとともに、募集に応じた者並びに推薦又は被推薦者に選任結果を通知するものとする。

(推進委員の補充)

第12条 農業委員会は、推進委員について、罷免、失職又は辞任により欠員が生じた場合は、この規程に定める手続に基づき、速やかにその補充に努めなければならない。

2 推進委員の欠員が、農業委員会が委嘱した推進委員数の5分の1を超えた場合は、この規程に定める手続に基づき、速やかに推進委員を補充しなければならない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年5月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月12日から施行する。

別表（第4条関係）

区域名	地区名	詳細	定員（人）
北西部	加太	加太、深山、大川	1
	西脇	西庄（一部を除く。）、本脇、磯の浦、日野、つつじが丘1丁目、つつじが丘2丁目、つつじが丘3丁目、つつじが丘4丁目、つつじが丘5丁目、つつじが丘6丁目、つつじが丘7丁目	
	木本	木ノ本、松江北7丁目（一部を除く。）、榎原、古屋、西庄（一部を除く。）、梅原（一部を除く。）、松江（一部を除く。）	
	松江	松江（一部を除く。）、松江東1丁目、松江東2丁目、松江東3丁目、松江東4丁目、松江中1丁目、松江中2丁目、松江中3丁目、松江西1丁目、松江西2丁目、松江西3丁目、松江北1丁目、松江北2丁目、松江北3丁目、松江北4丁目、松江北5丁目、松江北6丁目、松江北7丁目（一部を除く。）	
	貴志	次郎丸、延時（一部を除く。）、栄谷、土入、向、梅原（一部を除く。）、中野、中、松江（一部を除く。）	
	野崎	北島、野崎、梶取、福島、狐島、島橋東ノ丁、島橋西ノ丁、島橋南ノ丁、島橋北ノ丁、松江（一部を除く。）、延時（一部を除く。）	
	湊	湊、湊1丁目、湊2丁目、湊3丁目、湊4丁目、湊5丁目	
	楠見	大谷、楠見中、善明寺（一部を除く。）、船所、栗、平井、市小路	
北部	有功	六十谷、園部、善明寺（一部を除く。）、直川（一部を除く。）	3
	直川	直川（一部を除く。）	
	紀伊	北野、弘西、田屋、小豆島、西田井、府中、上野、北宇田森（一部を除く。）	
	川永	川辺、楠本、神波、島、宇田森（一部を除く。）、永穂	
	山口	藤田、山口西、上黒谷、湯屋谷、滝畠、谷、里、中筋日延、平岡、北別所、落合	
東部	小倉	上三毛、下三毛、新庄、小倉、満屋、大垣内、東田中、金谷、吐前	4
	和佐	布施屋、和佐閥戸、井ノ口、祢宜、和佐中、下和佐	
	西和佐	岩橋、栗栖、出島	
	四箇郷	有本（一部を除く。）、加納、新在家、松島（一部を除く。）	
	中之島	中之島、有本（一部を除く。）	

	宮	秋月、津秦、有家、北出島、太田、太田1丁目、太田2丁目、太田3丁目、太田4丁目、出水、鳴神、井辺（一部を除く。）、松島（一部を除く。）	
	宮北	友田町3丁目、友田町4丁目、友田町5丁目、吉田、黒田、黒田1丁目、黒田2丁目、納定	
	宮前	小雜賀、小雜賀1丁目、小雜賀2丁目、小雜賀3丁目、中島、北中島1丁目、杭ノ瀬、手平、手平1丁目、手平2丁目、手平3丁目、手平4丁目、手平5丁目、手平6丁目、手平出島、南出島、新中島、田尻（一部を除く。）	
南部	岡崎	西、森小手穂、寺内、井辺（一部を除く。）、神前	4
	三田	和田、坂田、田尻（一部を除く。）	
	西山東	吉礼、口須佐、伊太祈曾、奥須佐、吉里、境原、頭陀寺、相坂（一部を除く。）	
	安原	朝日、吉原、広原、冬野、本渡、小瀬田、仁井辺、薺勝寺、江南、松原、相坂（一部を除く。）、馬場、井戸、桑山	
	東山東	矢田、明王寺、塩ノ谷、平尾、木枕、永山、山東中、大河内、南畠、黒岩、黒谷	
南西部	名草	紀三井寺、三葛、内原、毛見、布引	1
	雜賀	西高松2丁目（一部を除く。）、松ヶ丘1丁目（一部を除く。）、松ヶ丘2丁目、松ヶ丘3丁目、東小二里町、西小二里1丁目から西小二里3丁目まで、新高町、秋葉町（一部を除く。）、関戸1丁目から関戸5丁目まで、西浜、塩屋2丁目から塩屋4丁目まで、塩屋5丁目（一部を除く。）、塩屋6丁目（一部を除く。）、西浜1丁目から西浜3丁目まで	
	その他	上記以外のもの	

様式第1号（第7条関係）

和歌山市農地利用最適化推進委員候補者応募申込書

年　月　日

和歌山市農業委員会会長 様

応募者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

推進委員候
補者写真貼
付け

農地利用最適化推進委員候補者として次のとおり応募します。

ふりがな			
氏名	性別 男・女		
生年月日等	年　月　日 (満　才)	職業	
住所	〒		
電話番号	自宅 () — 携帯 — —		
経歴	年　月　日	職名、役職名等	
農業経営の状況	営農類型 該当するものに○ をし、()内に具 体的な作物を記入 してください。 (複数選択可)	水稻・露地野菜・施設野菜・果樹・花き・その他 就農歴 年 主要な作目 ()	
	耕作面積	アール	
応募する区域 ※該当する区域にチェックを入れてく ださい。 (和歌山市農地利用最適化推 進委員募集案内 募集区域参照)		<input type="checkbox"/> 北西部区域 <input type="checkbox"/> 北部区域 <input type="checkbox"/> 東部区域 <input type="checkbox"/> 南部区域 <input type="checkbox"/> 南西部区域	

農業委員会委員への応募 または推薦の状況	本市または他市町村の農業委員候補者として 1 応募している（市町村名： ） 2 推荐を受けている（市町村名： ） 3 非該当
-------------------------	---

応募する理由（200字程度）

（応募する理由の記入欄、複数行用）

備考

- 1 提出された申込書は返却しません。
- 2 申込書に記入された事項は、法令に基づき住所、電話番号及び生年月日等を除き公表となります。

様式第2号（第8条関係）

和歌山市農地利用最適化推進委員候補者推薦申込書（個人用）

年　月　日

和歌山市農業委員会会長 様

推薦者 住 所 _____

(代表者)

氏 名 _____ 印

電話番号 () - _____

推進委員候
補者写真貼
付け

農地利用最適化推進委員候補者として次の者を推薦します。

1 被推薦者（推薦を受ける者）

ふりがな			
氏名			
生年月日等	年　月　日 (満　才)	職業	
住所	〒		
電話番号	自宅 () - 携帯 - -		
経歴	年　月　日	職名、役職名等	
農業経営の状況	営農類型 該当するものに○ をし、()内に具 体的な作物を記入 してください。 (複数選択可)	水稻・露地野菜・施設野菜・果樹・花き・その他 就農歴 年 主要な作目 ()	
	耕作面積	アール	
推薦する区域 ※該当する区域にチェックを入れてく ださい。（和歌山市農地利用最適化推 進委員募集案内 募集区域参照）		<input type="checkbox"/> 北西部区域 <input type="checkbox"/> 北部区域 <input type="checkbox"/> 東部区域 <input type="checkbox"/> 南部区域 <input type="checkbox"/> 南西部区域	

農業委員会委員への応募 または推薦の状況	本市または他市町村の農業委員候補者として 1 応募している（市町村名： ） 2 推薦を受けている（市町村名： ） 3 非該当
-------------------------	---

2 推薦する理由（200字程度）

(同意事項)

私は農地利用最適化推進委員候補者として推薦を受けることに同意します。

年 月 日

氏名_____印_____

3 推薦者の署名

和歌山市農業委員會會長 様

私は、前記1の者を和歌山市農地利用最適化推進委員候補者として推薦します。

年 月 日

住所 生年月日 年 月 日 (満 才)
氏名 印 性別： 男・女 職業：

住所 生年月日 年 月 日 (満 才)
氏名 印 性別： 男・女 職業：

住所 生年月日 年 月 日 (満 才)
氏名 印 性別： 男・女 職業：

備考

- 提出された申込書は返却しません。
 - 申込書に記入された事項は、法令に基づき住所、電話番号及び生年月日等を除き公表となります。

様式第3号（第8条関係）

和歌山市農地利用最適化推進委員候補者推薦申込書（団体用）

年　月　日

和歌山市農業委員会会長 様

推薦者 住 所 _____

組織名 _____

代表者氏名 _____ (印)

推進委員候
補者写真貼
付け

農地利用最適化推進委員候補者として次の者を推薦します。

1 被推薦者（推薦を受ける者）

ふりがな			性別	男・女		
氏名						
生年月日等	年	月	日	(満 才)	職業	
住所	〒					
電話番号	自宅	()	—			
	携帯	—	—			
経歴	年	月	日	職名、役職名等		
農業経営の状況	當農類型					
	該当するものに○ をし、()内に具 体的な作物を記入 してください。 (複数選択可)	水稻・露地野菜・施設野菜・果樹・花き・その他 就農歴 年 主要な作目 ()				
耕作面積	アール					
推薦する区域 ※該当する区域にチェックを入れてく ださい。（和歌山市農地利用最適化推 進委員募集案内 募集区域参照）		<input type="checkbox"/> 北西部区域 <input type="checkbox"/> 北部区域 <input type="checkbox"/> 東部区域 <input type="checkbox"/> 南部区域 <input type="checkbox"/> 南西部区域				

農業委員会委員への応募 または推薦の状況	本市または他市町村の農業委員候補者として 1 応募している（市町村名： ） 2 推薦を受けている（市町村名： ） 3 非該当
-------------------------	---

2 推薦者

ふりがな		
組織の名称		
ふりがな		
代表者または 管理人の氏名		
主たる事務所 の所在地	〒	
電話番号	()	-
活動の主たる 目的		
構成員	人数	構成員の資格、要件等

3 推薦する理由（200字程度）

(同意事項)

私は農地利用最適化推進委員候補者として推薦を受けることに同意します。

年　　月　　日

氏名 _____ 印

備考

- 1 提出された申込書は返却しません。
- 2 申込書に記入された事項は、法令に基づき住所、電話番号及び生年月日等を除き公表となります。